

三重県立看護大学無線LANの利用に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、三重県立看護大学(以下「本学」という。)の敷地内に設置されたインターネットが利用できる無線LAN接続環境(以下「Wi-Fi」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 Wi-Fiを利用することができる者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他学長が認めた者

(利用の目的)

第3条 Wi-Fiは、次に掲げる目的に限り利用できるものとする。

- (1) 教育
- (2) 研究
- (3) 大学事務
- (4) 図書館事務及び図書検索
- (5) その他学長が認めたもの

(利用範囲)

第4条 Wi-Fiでは、次に掲げるサービスの利用ができる。

- (1) インターネット上のWEBページの閲覧
- (2) 学術文献データベース(医学中央雑誌WEB版等)の閲覧
- (3) 本学が学生ホール及び図書館に設置したネットワークプリンターを使用し
ての印刷

(利用上の遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) Wi-Fiを利用できる状態のスマートフォンなどの情報機器(以下「情報機器」という。)を他者に貸与し使用させないこと。
- (2) 第3条に規定する利用目的以外にWi-Fiを利用しないこと。
- (3) 利用者は、自己の責任において情報機器の管理を適切に行うこと。
- (4) Wi-Fiの管理運営に重大な支障を与える行為をしないこと。
- (5) Wi-Fiを利用して第三者に迷惑又は損害を与える行為をしないこと。
- (6) 情報機器にインストールされたソフトウェア(ウイルス対策のパターンファイル含む)は、セキュリティ上の問題がない状態を維持するように努めること。

(7) 学内情報ネットワークに接続している情報機器は、W i e F i と分離すること。

(8) 大容量のデータ通信を行わないこと。

(利用制限)

第6条 次に該当する場合は、事前に通知することなくW i e F i の利用を制限することがある。制限によって生じた損害について、本学は一切の責任を負わない。

(1) 学内ネットワークの緊急保守等によりネットワーク通信に制限が生じたとき。

(2) 緊急等、やむをえない理由により、W i e F i に係る機器の保守を実施するとき。

(3) 利用者が前条に規定する遵守事項に違反したとき。

(4) その他学長が定めたとき。

(通信記録)

第7条 本学は、W i e F i の適切な管理運営を行うために、通信記録の収集、分析及び蓄積を行うことができる。ただし、収集、分析及び蓄積をした通信記録は、本目的以外には使用しない。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、学長が定める。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。